政府の段階	中央政府
措置	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条
概要	1　日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接に又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国政府又はその代表者 (c)　外国の法人又は団体 2　日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。

十三

分野	情報通信業
小分野	電気通信業及びインターネット附随サービス業
産業分類	ＪＳＩＣ　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） ＪＳＩＣ　三七一二　長距離電気通信業 ＪＳＩＣ　三七一九　その他の固定電気通信業 ＪＳＩＣ　三七二一　移動電気通信業 ＪＳＩＣ　四〇一　インターネット附随サービス業 注　ＪＳＩＣ三七一一、三七一二、三七一九、三七二一又は四〇一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に基づく登録が求められるものに限られる。
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信事業及びインターネット附随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十四

分野	製造業
小分野	船舶製造・修理業、船用機関製造業
産業分類	ＪＳＩＣ　三一三一　船舶製造・修理業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二条から第三条の二まで
概要	一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用することのできるドックの設置又は拡張を行おうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。許可の発給は、経済上の需要を考慮しなければならない。

十五

分野	製造業
小分野	医薬品製造業に付随するサービス
産業分類	ＪＳＩＣ　一六五三　生物学的製剤製造業
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。

十六

分野	製造業
小分野	製造業に付随するサービス（報酬を受け、又は契約に基づいて行う皮革製造業及び皮革製品製造業に関連する製造サービス）
産業分類	ＪＳＩＣ　一一八九　他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 ＪＳＩＣ　一六九四　ゼラチン・接着剤製造業

	ＪＳＩＣ　一九一二　ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 ＪＳＩＣ　二〇一一　なめし革製造業 ＪＳＩＣ　二〇二一　工業用革製品製造業（手袋を除く。） ＪＳＩＣ　二〇三一　革製履物用材料・同附属品製造業 ＪＳＩＣ　二〇四一　革製履物製造業 ＪＳＩＣ　二〇五一　革製手袋製造業 ＪＳＩＣ　二〇六一　かばん製造業 ＪＳＩＣ　二〇七　袋物製造業 ＪＳＩＣ　二〇八一　毛皮製造業 ＪＳＩＣ　二〇九九　その他のなめし革製品製造業 ＪＳＩＣ　三二五三　運動用具製造業 注1　ＪＳＩＣ一一八九又は三二五三の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。 注2　ＪＳＩＣ一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、報酬を受け、又は契約に基づいて行う皮革製造業及び皮革製品製造業に関連する製造サービスであって、日本国内におけるものへの投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十七

分野	船舶の国籍に関する事項
小分野	
産業分類	市場アクセス（第四十六条）
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条
概要	日本国を旗国とする船舶を運航する登録会社の設立を通じて国際海上運送サービス（旅客及び貨物運送サービスを含む。）を提供する場合については、国籍要件を適用する。 「国籍要件」とは、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものにより、船舶が所有されなければならないことをいう。

十八

分野	計量サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七四四一　商品検査業 ＪＳＩＣ　七四五　計量証明業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	計量法（平成四年法律第五十一号）第三章、第五章、第六章及び第八章 計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号） 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）
概要	1　特定計量器の定期検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事（その場所が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）の指定を受けなければならない。 2　特定計量器の検定のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 3　計量証明事業（特定計量証明事業を含む。）を行おうとする者は、日本国内に事業所を設置し、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。